第２次喜多方市男女共同参画基本計画
素案

第１章　計画策定の背景と基本的な考え方

1　計画策定の背景

昭和 21（1946）年、国際連合（以下「国連」という。）に地位委員会が設置されて以来、国連などを中心にさまざまな女性の地位向上のための取組がはじまりました。

国連は、昭和 50（1975）年を「国際婦人年」と定め、第１回世界女性会議（メキシコシティ）において「平等・開発・平和」を目標とする「世界行動計画」を採択し、国際婦人年に続く 10 年間（1976～1985 年）を「国連婦人の十年」と定め、国連加盟各国は行動計画の推進に取り組みました。

わが国は「世界行動計画」を受け、「婦人問題企画推進本部」を設置、昭和 52（1977）年に「国内行動計画」を策定しました。

福島県は世界や国の動きを背景に、昭和 53（1978）年に青少年婦人課を設置しました。

昭和 54（1979）年に、国連総会において「女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（女性差別撤廃条約）が採択され、「国連婦人の十年」の中間年にあたる昭和 55（1989）年に第２回世界女性会議において署名がなされました。この女性差別撤廃条約により、性差別撤廃という課題の実現に大きな歩みを促すことになりました。

わが国は、昭和 60（1985）年に男女雇用機会均等法の制定や国籍法及び戸籍法の改正など国内法を整備し同条約を批准しました。

福島県は、昭和 58（1983）年に「婦人の地位と福祉の向上のための福島県計画」を策定しました。

「国際婦人の十年」の最終年にあたる昭和 60（1985）年の第３回世界女性会議（ナイロビ）において、「国際婦人の十年」に掲げられた目標達成のための努力を 2000 年に向けて継続していくこと確認し合い、「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」を採択しました。

わが国は、ナイロビ将来戦略を受け昭和 62（1987）年に「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」を策定しました。

福島県は、この計画策定を受け「婦人の地位と福祉の向上のための福島県計画（改訂版）」を定め、平成６（1994）年に新しい行動計画として「ふくしま新世紀女性プラン」を策定しました。

平成７（1995）年の第４回世界女性会議（北京）において、女性の地位向上やエンパワーメント※1 などをさらに推進するための「北京宣言及び行動綱領」を採択しました。

その後、世界女性会議は開催されていませんが、平成 17（2005）年に第 49 回国連婦人の地位委員会（ニューヨーク）、平成 22（2010）年に第 54 回国際婦人の地位委員会（ニューヨーク）が行われ、「北京宣言及び行動綱領」の見直しや再確認などを盛り込んだ宣言文が採択されフォローアップが行われています。

わが国は、平成８（1996）年に「男女共同参画 2000 年プラン」を策定、さらに、平成 11（1999）年に「男女共同参画社会基本法」を施行、平成 12（2000）年に「男女共同参画基本計画」を策定し、以後、平成 17（2005）年、平成 22（2010）年に改訂、現在は「第３次男女共同参画基本計画」に基づき施策を展開しています。

福島県は、平成 13（2001）年に「ふくしま男女共同参画プラン」を策定、また、同年、県の男女共同参画推進の実践的活動拠点となる男女共生センターを開設しました。以後、平成 14（2002）年に「福島県男女平等を実現し男女が個人として尊重される社会を形成するための男女共同参画の推進に関する条例」を制定、平成 18（2006）年に「ふくしま男女共同参画プラン」を改訂、現在は平成 22（2010）年に改定した計画に基づき施策を展開しています。

本市においては、平成 18（2006）年の合併と同時に、旧市町村での取組を踏まえ、男女共同参画喜多方市共同参画推進条例を制定し基本理念を盛り込むとともに、平成 20（2008）年に「喜多方市男女共同参画基本計画」及び「実施計画」を策定しました。以来、毎年度、実施計画に掲げた事業を実施するとともに進捗管理を行い、男女共同参画社会の実現に向け取り組んできました。

※1　エンパワーメント
　個人としても、集団としても意思決定過程に参画し、自立的な力を付けて発揮すること。

２　基本的な考え方

（１）計画策定の趣旨

本市においては、男女が互いを認めつつ社会の対等な構成員としてあらゆる活動に参画できる社会の実現を目指して、平成 18 年の市町村合併と同時に「喜多方市男女共同参画推進条例」を制定し、「喜多方市男女共同参画基本計画（きたかた男女共生プラン）」に基づく施策を推進してきました。

その基本計画が平成 24 年度に終期を迎えることから、より一層の推進を図るため、喜多方市男女共同参画推進条例に基づき平成 25 年度からの計画を策定するものです。

（２）計画の基本理念

本計画は、喜多方市男女共同参画推進条例第 3 条に掲げる基本理念に基づき、男女共同参画の推進を図ります。

【個人の人権の尊重】

男女が、性別を理由に差別的取扱いを受けないこと、個人の個性及び能力を十分に発揮することができる機会が均等に確保されることその他の個人としての人権が尊重されること。

【多様な生き方の選択】

性別による固定的な役割分担意識に基づく社会における制度又は慣行を見直し、男女が社会における活動において自由な選択ができること。

【方針決定過程への共同参画】

男女が、社会の対等な構成員として社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定等に共同して参画する機会が確保されること。

【家庭生活と他の社会生活の両立】

家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動と職場、学校、地域等における活動とが両立できること。

【生涯にわたる心身の健康】

男女が、対等な関係の下に、互いの性別の違いによる身体的特徴についての理解を深め、妊娠、出産その他の健康についての自らの意思が尊重され、生涯にわたる心身の健康が維持されること。

【国際的理解と協調】

国際社会における取組と密接に関係していることを考慮し、国際的協調の下に行われること。

（３）計画の位置付け

本計画は、男女共同参画社会基本法の趣旨を踏まえ、喜多方市男女共同参画推進条例第 10 条に規定する市の基本計画として策定するものです。また、市の上位計画である喜多方市総合計画の部門別計画であり、具体的施策については整合性を図ります。

（４）計画の期間

計画の期間は、平成 25 年度から平成 28 年度までの４ヵ年とします。
社会経済環境の変化やプランの進捗状況に応じて必要な見直しを行います。

第２章　計画の体系

男女共同参画社会の実現に向けて

《施策の指針》		《基本施策》	
1	人権尊重と男女平等の意識向上	(1)	人権尊重と男女平等を推進する教育・学習機会の充実
		(2)	学校・家庭・地域・行政が連携した子育てや教育の推進
		(3)	固定的役割分担意識の解消及びより良い家族関係構築のための広報・啓発活動
		(4)	ＤＶ（※1）防止などの広報・啓発活動及び被害者の支援
2	意思決定過程への男女共同参画の促進	(1)	行政の審議会等への共同参画の推進
		(2)	事業所や地域活動における共同参画の促進
3	男女の職業意識・能力の向上の支援	(1)	職業意識・能力の向上の支援
4	家庭と仕事の両立の支援	(1)	男女が協力し合う家庭づくりの支援
		(2)	子育て支援の促進
		(3)	介護支援の促進
5	多様な働き方を実現するためのしくみづくり	(1)	多様な働き方を支援する制度等の普及・定着の促進
6	地域における男女共同参画の推進	(1)	地域活動への支援と参画の促進
7	すべての人が安心して暮らせる社会の実現	(1)	すべての人が安心して暮らせる環境の整備
8	生涯にわたっての健康な心とからだづくりの支援	(1)	性別による身体的特徴を踏まえた健康な心とからだづくりの支援
		(2)	妊娠・出産等に関する健康相談等の支援

※1　DV（ドメスティック・バイオレンス）
親密な関係にある男女間で繰り返し振るわれる暴力。身体的・精神的・性的・経済的暴力など。

第３章　施策の指針及び基本施策

施策の指針１　　人権尊重と男女平等の意識向上

■ねらい■

人権尊重と男女平等について意識向上を図ることにより、性別による差別を受けず、男女問わず一人ひとりの個性が尊重され能力を十分に発揮できる社会を目指します。

■現状と課題■

○　個人が互いの人権を尊重し、性別に関わりなく、自らの意志に基づいて、その個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現が求められています。今後もより一層の男女平等の意識浸透を図るため、学習機会の充実を図る必要があります。

○　若い年代ほど女性の社会参加に賛成という意識が高く、男女の固定的役割分担意識は薄れてきていますが、依然として約３人に１人は「男性は仕事、女性は家庭」と考えており＜※図１＞、また、「男女は不平等」と半数が考えています＜※図２＞。まだ残る固定的な役割分担意識を改めることが必要です。

○　家庭内でも性別による役割分担をなくし、コミュニケーションを十分にとり、個性や考え方を尊重した関係が重要です。また、学校、家庭、地域、行政のより良い関係によって、子どもの個性が尊重され、能力を発揮できる環境を作る必要があります。

○　市内各所へＤＶ防止啓発カードを配置するなどのＤＶ防止・相談窓口の周知の取組に努めています。近年、DV 等相談件数が増加していることから＜※図３＞、今後もより一層、男女間のあらゆる暴力を防止するとともに相談体制の充実や被害者の保護及び自立支援が必要です。

図１　「男性は仕事、女性は家庭」という考え方（女性の社会参加）について
（市民アンケート結果より）

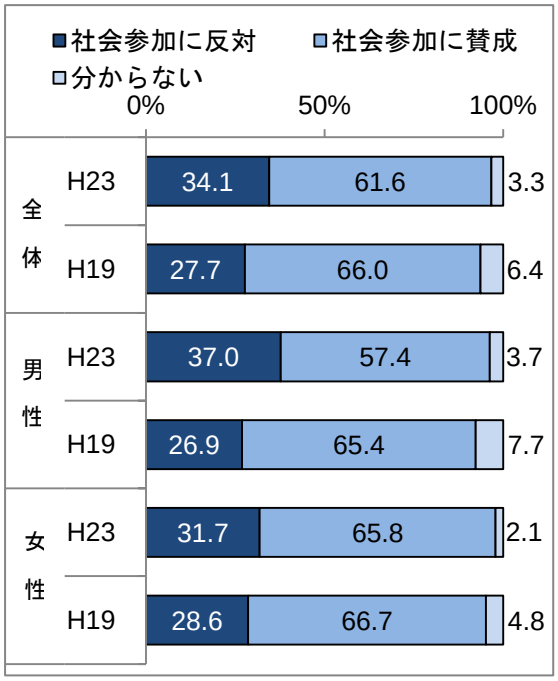

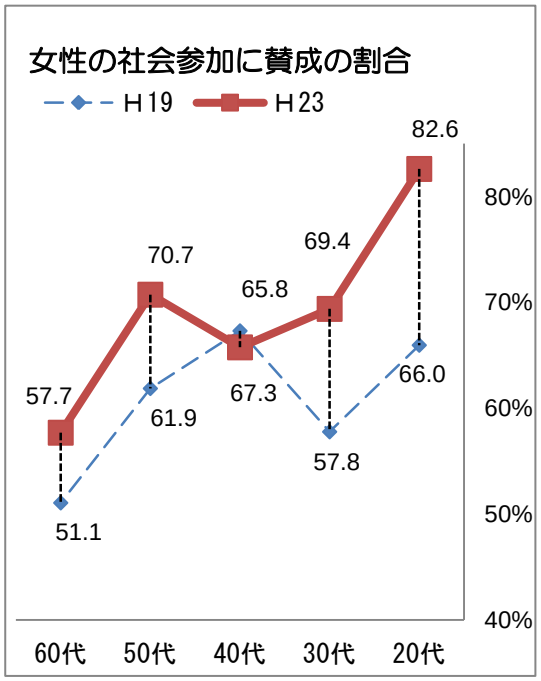

図２　「男女の平等感」に対する
意識変化（市民アンケート結果より）

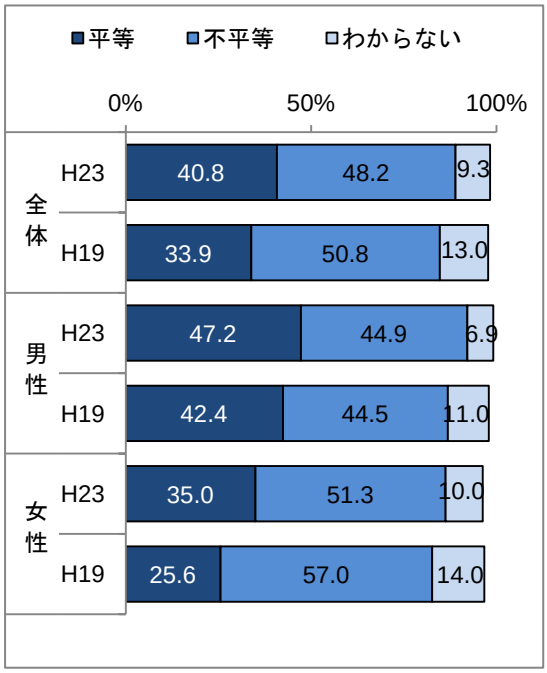

図３　ＤＶ等相談件数の推移
（施策の進捗状況より）

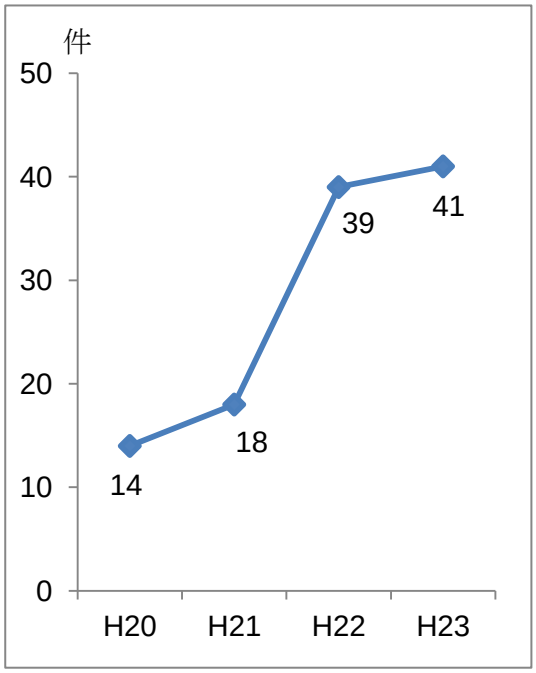

※■施策の内容■の文章中の囲みは、具体的な取組を例示したものです。完成した基本計画には記載されません。

【基本施策】　（１）人権尊重と男女平等を推進する教育・学習機会の充実

■施策の内容■

【生涯学習等における学習機会の充実】

・　男女平等意識の醸成を図るための学習機会の充実を図ります。（家庭教育学級（子育てや家庭教育等に関する学習会）、男女共同参画に関する学習の充実）:生涯学習課、（男女共同参画に関する講座など、男女共生センター等の講座情報の提供：企画政策課）などを想定

【学校における教育・学習機会の充実】

・　「喜多方市人づくりの指針」※図４を基本とし、一人ひとりの多様な価値観や生き方を認め合うことのできる環境づくりと、相互協力・理解について男女平等の視点に立った教育を進めます。

（男女平等について学習する機会の充実：学校教育課）などを想定

・　教職員が男女平等の視点に立った教育指導を更に推進するために、研修機会の充実を図ります。

（教職員の研修機会の充実：学校教育課）などを想定

・　学校教育において、男女平等に配慮し児童生徒が進学・就職などで男女の別なく幅広い選択ができるようキャリア教育※を行います。

（進路指導の充実（職場体験、体験入学）：学校教育課）などを想定

※　キャリア教育
一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育。

※■施策の内容■の文章中の囲みは、具体的な取組を例示したものです。完成した基本計画には記載されません。

※図４　喜多方市人づくりの指針（喜多方市生涯学習推進計画より）

～未来を拓（ひら）く喜多方人～
家庭や地域社会、学校そして行政など、関係機関においてその実現を目指す５つの努力目標
一つ　強い心・愛敬（あいきょう）の心など、豊かな心を持つ人になろう
一つ　命の大切さを知り、心身ともに健康な人になろう
一つ　郷土の自然や文化、歴史、伝統に誇りを持ち、より素晴らしい地域を創造する人になろう
一つ　社会の一員として人の道をわきまえ、良心に背くことのない人になろう
一つ　夢や目標に向けて何事にも挑戦し、世界に羽ばたく人になろう
これらのことを受け、
　特に家庭教育における親（保護者）の役割を十分に踏まえ、家族の絆を大事にしながら、健康で明るい家庭を築くよう努めよう

～なかよく　たくましく　生きる～
○　人を思いやり　敬（うやま）います
○　「こんにちは」「どうぞ」「ありがとう」を言います
○　勉強に励（はげ）み　体を鍛（きた）えます
○　人として恥（は）ずかしい行いをしません
○　喜多方を誇（ほこ）り　社会に役立ちます
わたしたちは
　くじけない強い心を持って目標に向かってやりぬきます

【基本施策】　（２）家庭・地域・学校・行政が連携した子育てや教育の推進

■施策の内容■

【子どもの個性と能力が発揮できる環境づくり】
・　家庭・地域・学校・行政が相互に連携を図りながら、地域ぐるみにより子どもの個性や能力が発揮できる環境づくりを進めます。
（地域参加型学校づくりの推進：学校教育課）などを想定

【基本施策】	（３）固定的役割分担意識の解消及びより良い家族関係構築のための広報・啓発活動

■施策の内容■

【人権尊重と固定的役割分担意識の解消等に向けた広報・啓発活動】

・　互いの人権を尊重し合い、相手に対し思いやる気持ちをつくるための啓発を行います。

（人権啓発活動（市内人権擁護委員による啓発活動）：生活環境課、男女共生センター等からの情報収集及び啓発：企画政策課）などを想定

・　わたしたちの生活や人権を守っている様々な法や権利、制度についての周知を図り、人権に関する意識の向上を図ります。

（法や人権に関する情報の収集・提供（相談窓口の情報提供）：企画政策課）などを想定

・　男女共同参画の推進に資する市民活動を支援し、男女平等意識の浸透を促進します。（男女共同参画推進関連事業補助金交付事業：企画政策課）などを想定

・　市内で行われている男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進事例として紹介し、市民の関心を高め意識啓発を図ります。

（男女共同参画社会づくり事例紹介：企画政策課）などを想定

【基本施策】	（４）ＤＶ防止などの広報・啓発活動及び被害者の支援

■施策の内容■

【男女間の暴力の防止】

・　被害の潜在化を防ぐために、ＤＶは重大な人権侵害であることを広く周知するとともに、職場・学校・地域などのあらゆる分野におけるセクシャル・ハラスメントの防止のための啓発を行います。

（ポスター掲示やチラシ配布など：社会福祉課）などを想定

・　被害者が安心して相談できるよう、関係機関と連携し被害者が利用しやすい相談窓口の広報を行います。（女性相談員設置事業：社会福祉課）などを想定

【被害者の保護や自立支援の促進】

・　「配偶者暴力防止法」に基づき、関係機関と連携して保護命令制度の適切な運用の実現に努めます。

（被害者を保護し、関係機関と連携を図りながら対処：社会福祉課）などを想定

・　被害者の自立支援のため、関係機関と連携した就業の促進、住宅の確保、同居する子どもの就学等に関する情報の提供を行います。

（被害者の自立支援を関係機関と連携を図りながら対処：社会福祉課）などを想定

施策の指針２　　意思決定過程への男女共同参画の促進

■ねらい■

男女が社会の対等な構成員として活躍するために、意思決定過程への男女共同参画を促進することによって、社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定の場面で、男女が責任を持った主体として参画できる社会を目指します。

■現状と課題■

○　社会の様々な分野における方針などの意思決定過程において女性の参画が進んでいない状況にあります。市が率先し審議会等における女性委員の登用を推進し、女性委員の割合＜※図１＞をより一層高める必要があります。

○　事業所において、「女性活用の課題はない」とする割合が上昇し、女性活用への抵抗感は薄れてきています＜※図２＞が、管理職として登用されているのは、すべての管理職において男性が多く、また、役職が上がるほど女性管理職が減少しています〈※図３〉。事業所における意思決定過程への女性参画の促進を図る必要があります。

○　地域においても男女が対等に参画し、意見がバランスよく反映されより良い地域づくりが進められるよう、町内会等の地域の活動においても男女が共に参画し行う必要があります

図１　審議会等における女性委員の割合
（施策の進捗状況より）

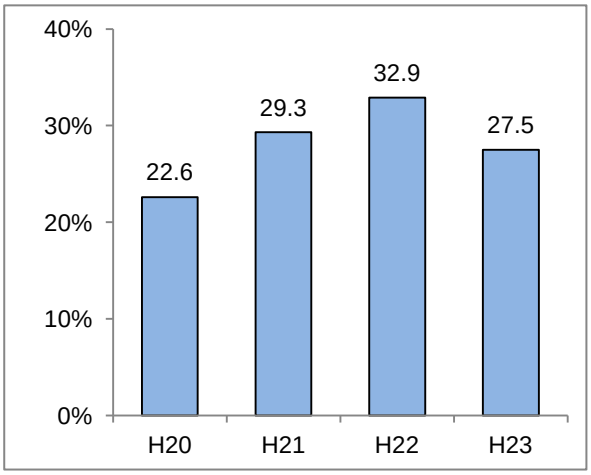

※■施策の内容■の文章中の囲みは、具体的な取組を例示したものです。完成した基本計画には記載されません。

図２　事業所における女性活用の課題
（事業所アンケート結果より）

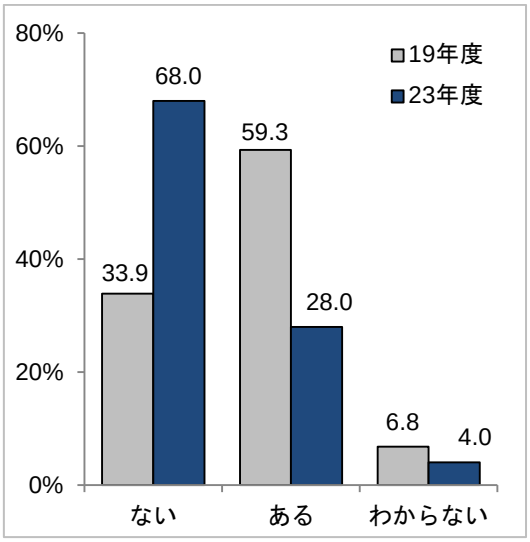

図３　事業所における男女別の管理職の割合
（事業所アンケート結果より）

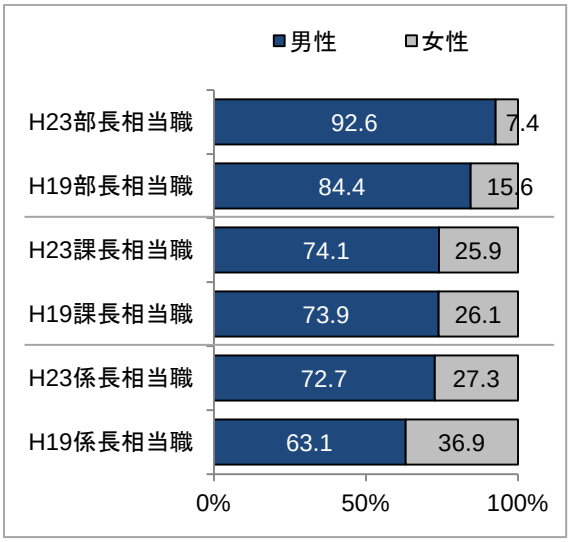

【基本施策】　（１）行政の審議会等への共同参画の推進

■施策の内容■

【審議会等における女性委員の参画推進】

・　喜多方市総合計画に基づき、市の審議会等における女性委員の割合が 40%となるよう、さらに取組を推進します。（市の審議会等への女性委員登用：全庁）を想定

・　審議会等における女性委員の登用状況を公表し、市民生活の意思決定における男女共同参画の必要性について関係団体や市民等に理解を求めていきます。

（市の審議会等への女性委員の割合を HP で公表：企画政策課）を想定

【基本施策】　（２）事業所や地域活動における共同参画の促進

■施策の内容■

【事業所等や地域活動における意思決定過程への男女共同参画の促進】

・　事業所で活躍できる女性人材育成のための情報提供を行います。

（事業所における女性人材育成に関する研修、講演会等の情報提供：商工課）を想定

・　町内会やPTA等の各種団体で活躍できる女性人材育成のための情報提供を行います

（地域活動における女性人材育成に関する研修、講演会等の情報提供：企画政策課）を想定

施策の指針３　　男女の職業意識・能力の向上の支援

■ねらい■

一人ひとりがその能力を発揮し責任を持った主体として社会参画できるよう、再就職や新たに起業するため、また、キャリアアップを目指す男女のチャレンジを支援する施策の充実を図り、働きたい人が性別に関わりなくその能力を発揮できる社会を目指します。

■現状と課題■

○　少子高齢化が進行し、労働人口の減少が危惧される中、企業が安定した活動を続けていくためには、性別や障がいの有無等に関らず幅広い優秀な人材を確保、育成していくことが重要となっています。

○　働く意欲のある人の能力開発や起業等のチャレンジを支援するため、活用できる支援制度情報の提供を行う必要があります。

○　起業等のチャレンジを支援するため、より一層、融資制度など新たに起業する際に利用できる支援制度情報を広く周知する必要があります。

○　事業所において、女性従業員の割合が依然として少ない＜※図１＞ことから、働きたい女性が働くために必要な能力向上のための支援を行う必要があります。

※■施策の内容■の文章中の囲みは、具体的な取組を例示したものです。完成した基本計画には記載されません。

図１　事業所における従業員の性別雇用形態（事業所アンケート結果より）

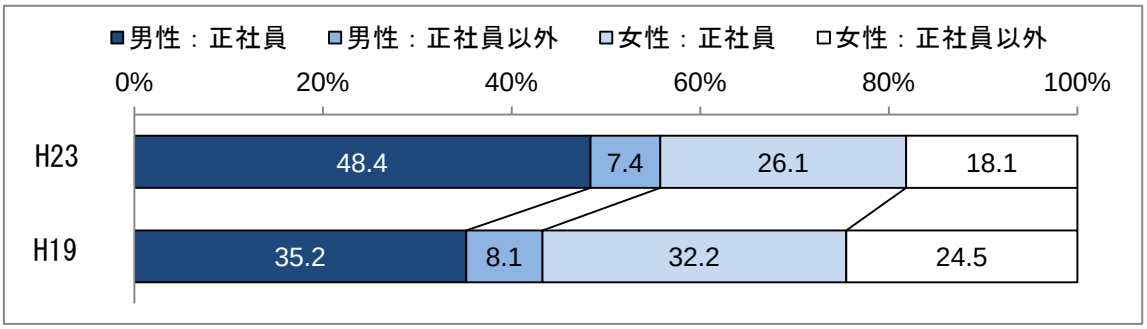

【基本施策】　（１）職業意識・能力の向上の支援

■施策の内容■

【職業意識・能力向上の取組の支援】

・　関係団体等との連携を図りながら、意欲のある人が活躍できるためのステップアップや再就職、また、職業選択の幅が広がるよう職業訓練等チャレンジに対する支援を行うとともに、就労に役立つ技術や能力向上のための講座情報等を提供します。

（在宅ワーク・再就職セミナー、融資制度等の情報提供、職業訓練支援）：商工課）などを想定

【再就職の支援】

・　再就職を希望する人に対し、就業相談や研修会などの必要な情報の提供を関係機関と連携して行います。（再就職に関する情報提供など：商工課）などを想定

【行政における女性職員の能力開発・職域拡大】

・　女性職員が能力を発揮しキャリアアップできるよう、幅広い職務経験や研修機会の確保に努め人材を育成します。

（ふくしま自治研修センターでの研修への女性職員の参加促進：総務課）などを想定

施策の指針４　　家庭と仕事の両立の支援

■ねらい■

男女がともに家庭と仕事を両立できるよう、子育てや介護等に対する社会的支援のより一層の充実を進め、男女が互いに家族としての責任を担い協力し合うことができる社会を目指します。

■現状と課題■

○　市民アンケートにおいて、家庭と仕事を両立するためには、各種休業・休暇制度の普及に次いで、男女が家事等の家庭の仕事をできるようにすることが求められていますが＜図１＞、現実としては依然、女性の家事・育児分担が多い状況です＜※図２、図３＞。男女が共に行う家事・育児への理解を深める必要があります。

○　介護を一部担っている男女が多く＜※図４＞、また、家族の介護について、在宅福祉サービス・介護施設等への入所などの介護サービス利用希望が増加しています＜※図５＞。今後も介護支援の充実を図る必要があります。

図１　仕事と家庭・育児、地域活動等に積極的に参加するために必要なこと
（市民アンケート結果）

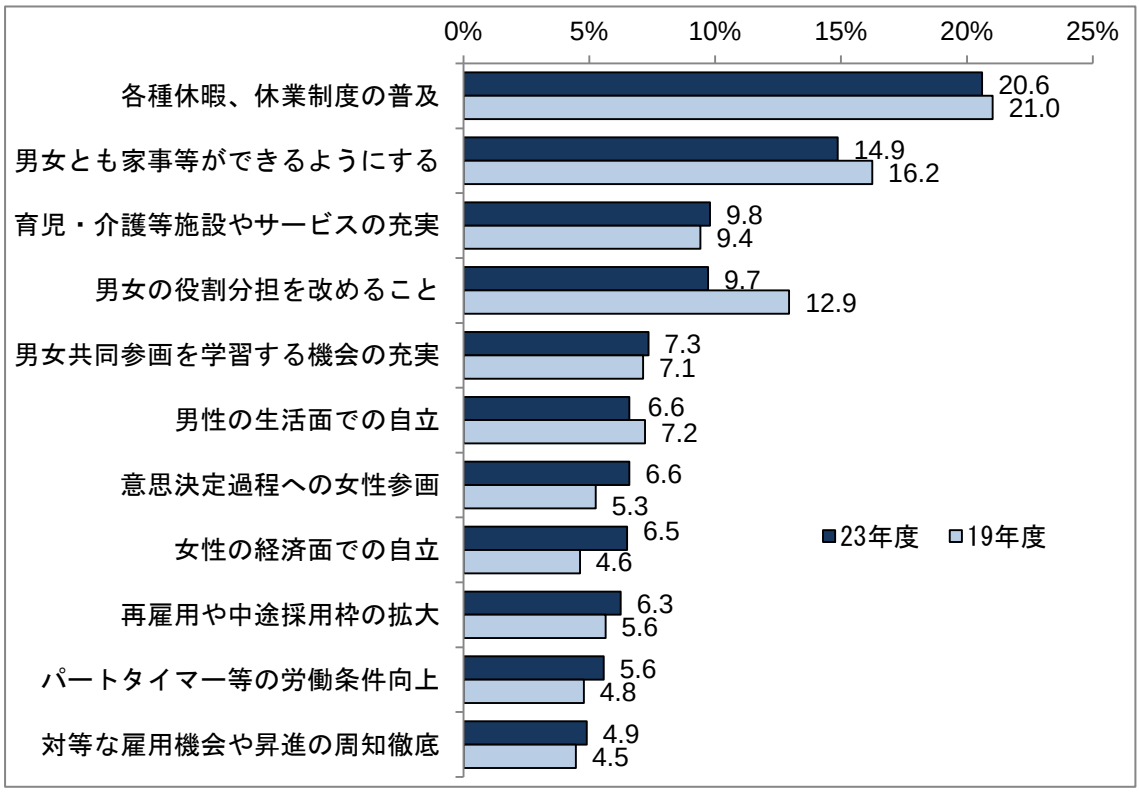

図２　男性・女性の家事分担割合（市民アンケート結果より）

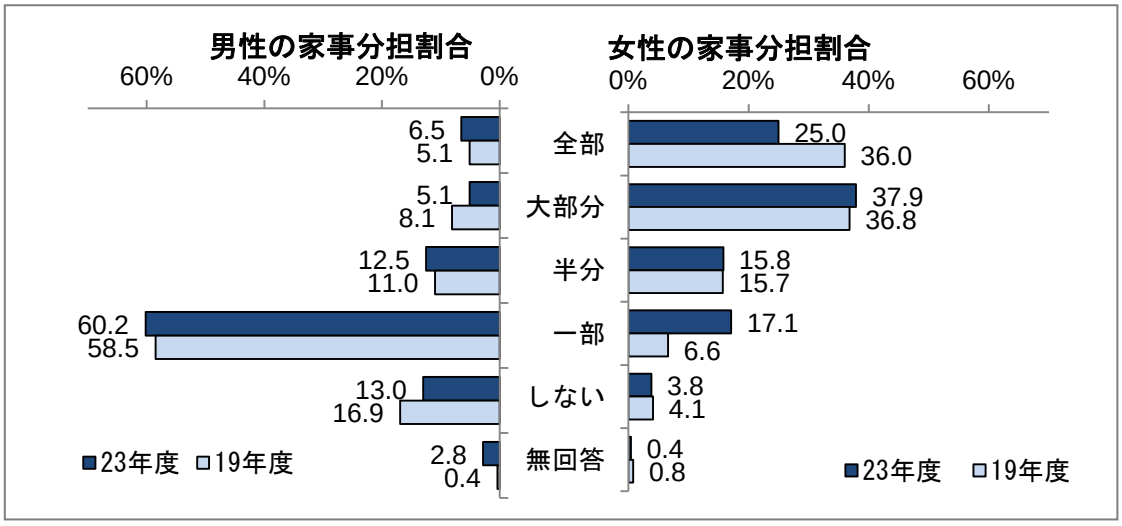

※■施策の内容■の文章中の囲みは、具体的な取組を例示したものです。完成した基本計画には記載されません。

図３　男性・女性の育児分担割合（市民アンケート結果より）

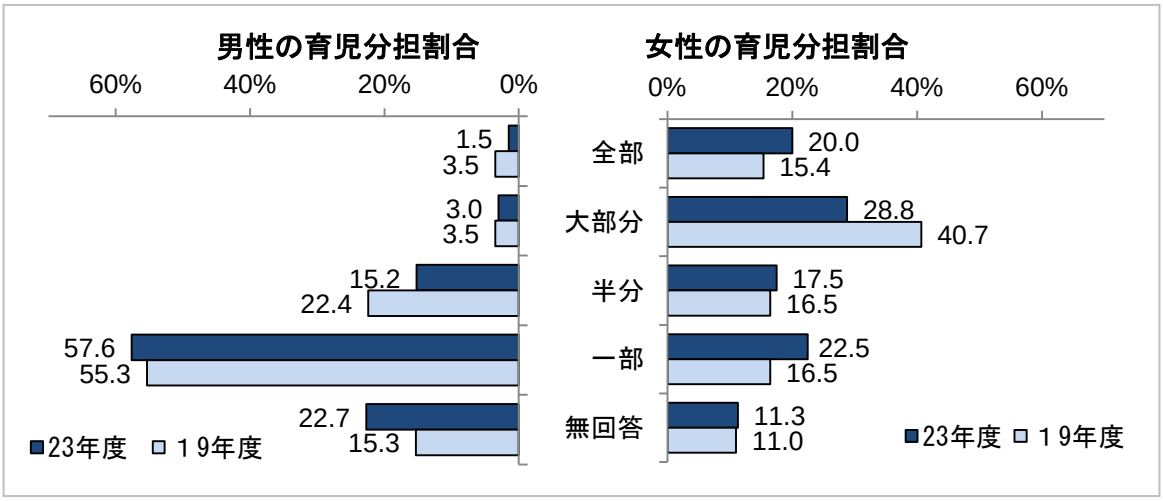

図４　男性・女性の介護分担割合（市民アンケート結果より）

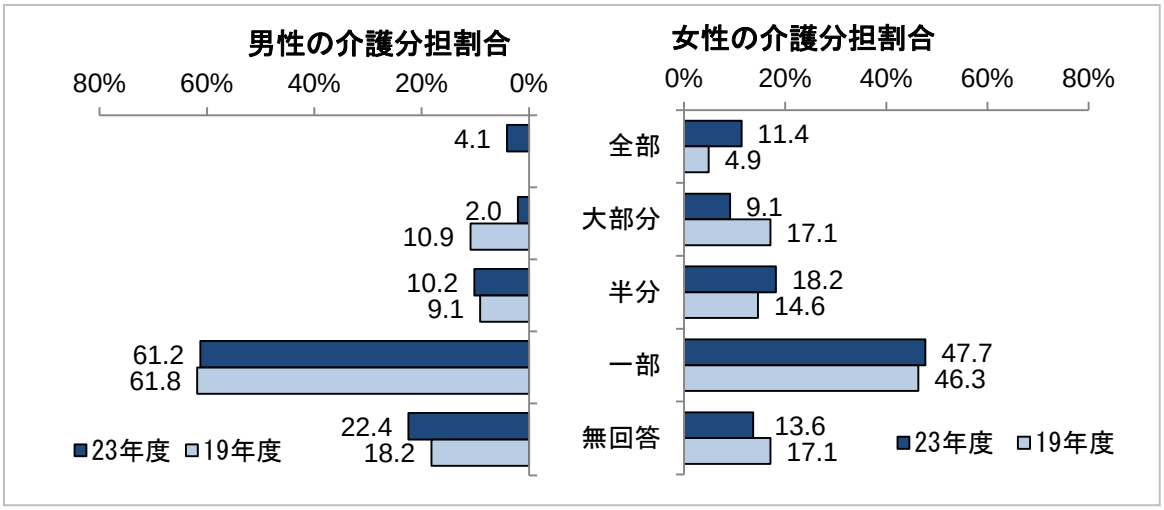

図５　家族の介護方法への希望について（市民アンケート結果より）

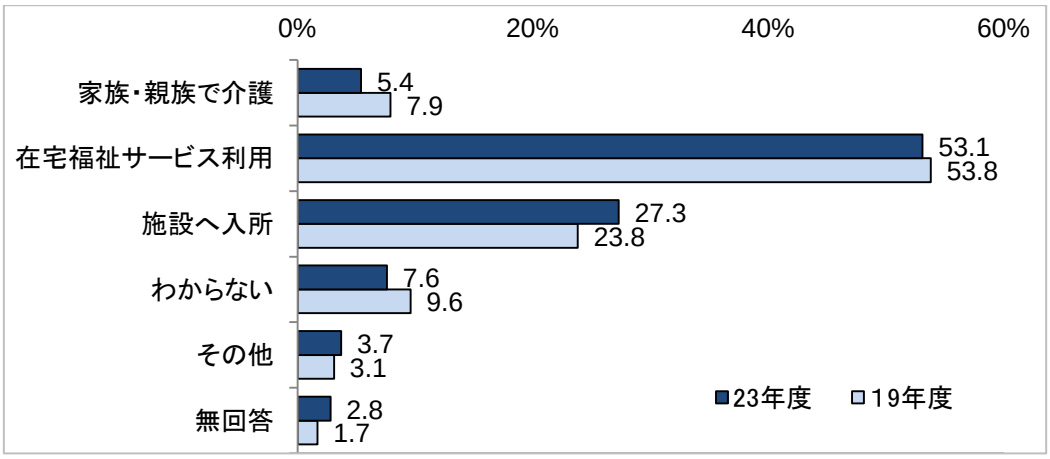

【基本施策】　（１）男女が協力し合う家庭づくりの支援

■施策の内容■

【家事・育児・介護における男女共同参画の促進】

・　共に行う「家事・育児・介護」への理解を深めるための啓発を行います。

（「ワーク・ライフバランスの啓発」：企画政策課）などを想定

【基本施策】　（２）子育て支援の促進

■施策の内容■

【子育てを支援するサービスの充実】

・　多様なニーズに対応できるように延長保育や病後児保育、放課後児童クラブなど、子育て支援サービスの充実を図ります。

（児童館・放課後児童クラブ館、児童手当支給、多子世帯保育料軽減、特別保育事業、乳幼児医療費助成、子ども医療費助成、育児サークルメーリングリスト、保育者同士の交流会：社会福祉課・保健課・生涯学習課・中央公民館）などを想定

【育児に関する相談体制の充実】

・　育児に携わる人を支援するための相談体制を充実します。

（地域子育て支援センター：社会福祉課、育児相談：保健課）などを想定

【基本施策】　（３）介護支援の促進

■施策の内容■

【介護を支援する制度の充実】

・　介護に携わる人の負担を軽減するため、介護サービスなどの支援制度の充実を図ります。（介護保険事業：高齢福祉課）などを想定

【介護に関する相談体制の充実】

・　介護に携わる人を支援するための相談体制を充実します。

（包括的支援事業：高齢福祉課）などを想定

施策の指針５　多様な働き方を実現するためのしくみづくり

■ねらい■

就業を支える制度の普及や労働環境づくりを促進し、男女がそれぞれの能力を活かし、ライフスタイルに応じた多様な働き方や職業の選択ができる社会の実現を目指します。

■現状と課題■

○　次世代育成支援対策推進法（※）などによる労働環境に対する法的整備や、事業所における勤務時間の短縮、時間外労働の軽減など労働環境の改善の取組が行われておりますが＜※図１＞、実態として育児休業制度利用は増加＜※図２＞し、介護休暇制度利用は進んでいない状況＜※表１＞にあります。引き続き利用したい人が利用しやすい職場環境づくりを働きかける必要があります。

○　市民アンケートでも、女性が働き続けるためには家族の理解や協力に次いで働きやすい労働条件などを求める割合が高く＜※図４＞、引き続き、就業を支える制度の普及や労働環境づくりを促進する必要があります。

※次世代育成支援対策推進法（平成 17 年４月施行）とは

急速な少子化の流れを変えるため、仕事と家庭の両立を支援するための雇用環境の整備等について事業主が行動計画を策定し、都道府県労働局にその旨を届けることが義務付けられています。

〇従業員 101 人以上　義務
〇従業員 100 人以下　努力義務

図１　事業所が行っている、家庭での責任を果たしながら働き続けられる取組
＜複数回答＞（事業所アンケート結果より）

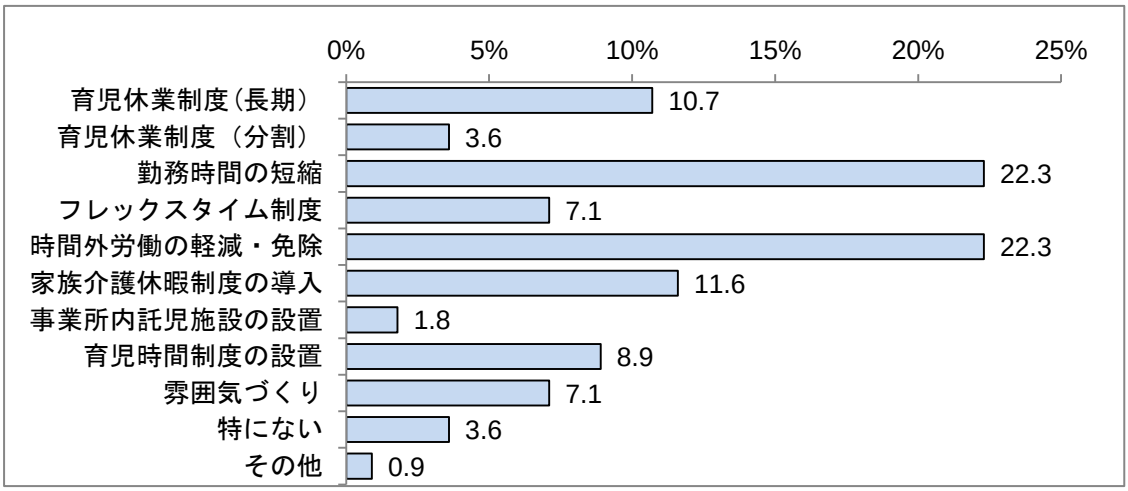

図２　育児休業制度を利用した人数の推移（事業所アンケート結果より）

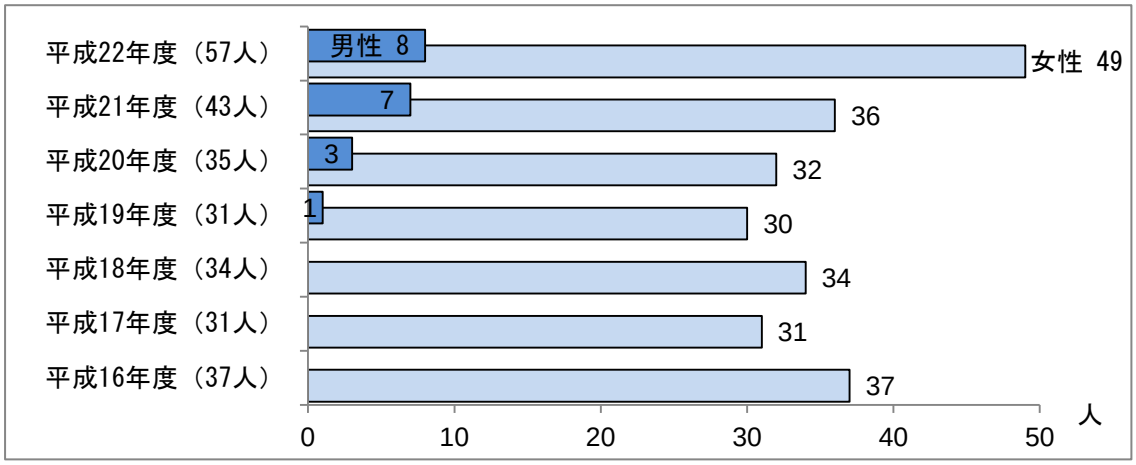

表１　事業所において介護休業制度を利用した人数の推移（事業所アンケート）

年度	19		20		21		22	
性別	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
人数	1	0	0	1	0	0	0	1

※■施策の内容■の文章中の囲みは、具体的な取組を例示したものです。完成した基本計画には記載されません。

図４　女性が働き続けるために必要なこと（市民アンケート結果より）

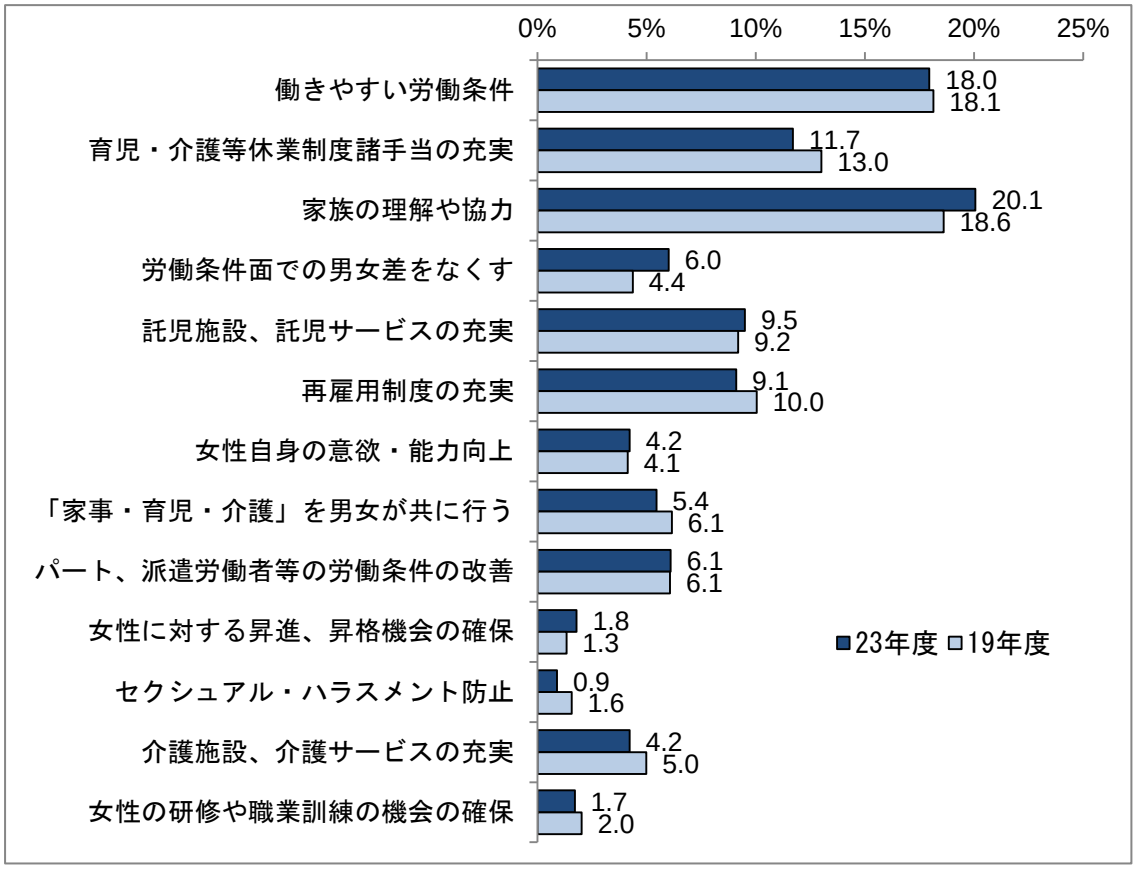

【基本施策】　（１）多様な働き方を支援する制度等の普及・定着の促進

■施策の内容■

【制度等の普及、定着の促進】

・　次世代育成支援対策推進法など、多様な働き方に関する制度等について、広報等により普及を図り制度の定着を図ります。

（「広報誌への掲載などによる制度の普及啓発」：商工課）などを想定

【労働環境の整備促進】

・　労働環境の実態の把握や、関係機関と連携した相談体制の充実を図ります。

（無料労働相談：商工課）などを想定

・　企業内保育所の設置に向けた普及活動を行い、安心して働くための環境づくり

※■施策の内容■の文章中の囲みは、具体的な取組を例示したものです。完成した基本計画には記載されません。

を促進します。

（事業所への企業内保育サービス普及啓発：商工課・社会福祉課）などを想定

・　男女が育児・介護休業制度を利用しやすいように啓発活動を行います。

（育児・介護休業制度の利用促進：商工課）などを想定

・　結婚・出産などを機に仕事を中断した男女が、再就職に意欲を持てるように、事業所に対して就労形態や再就職への理解を求めていきます。また、フレックスタイム制や在宅ワークなどの柔軟な就労形態の普及を図るとともに、能力を高め、職業選択の幅が広がるよう職業訓練等に対する支援を行います。

（事業所への再就職や多様な就労形態の導入促進及び普及の取組、職業訓練に対する支援：商工課）などを想定

・　家族で農業経営している農家において、家族間の役割分担や就業条件を明確にした家族経営協定の締結を促進します。（家族経営協定：農業委員会）などを想定

施策の指針６　　地域における男女共同参画の推進

■ねらい■

より良い地域づくりのために、様々な地域活動等への男女共同参画を推進し、地域住民が互いに関わり、協力し合う関係の構築を目指します。

■現状と課題■

○　市民の価値観やライフスタイルが多様化し、地域におけるつながりも希薄化する傾向は、市民アンケートにも現れており約３人に１人は、地域活動に参加しておらず、その割合は増加しています＜※図１＞。

○　住民間の交流や日常の助け合いなどコミュニティ活動を通したまちづくりが求められている中で、よりよい地域関係をつくるため、自ら積極的に関っていこうとする意識の醸成を図るとともに、地域住民のコミュニケーションを広げることができる場づくりが重要となっています。今後も、男女に関らず協力し合う積極的な地域づくりに対し、引き続き支援が必要です。

※■施策の内容■の文章中の囲みは、具体的な取組を例示したものです。完成した基本計画には記載されません。

図１　地域活動への参加状況（市民アンケート結果より）

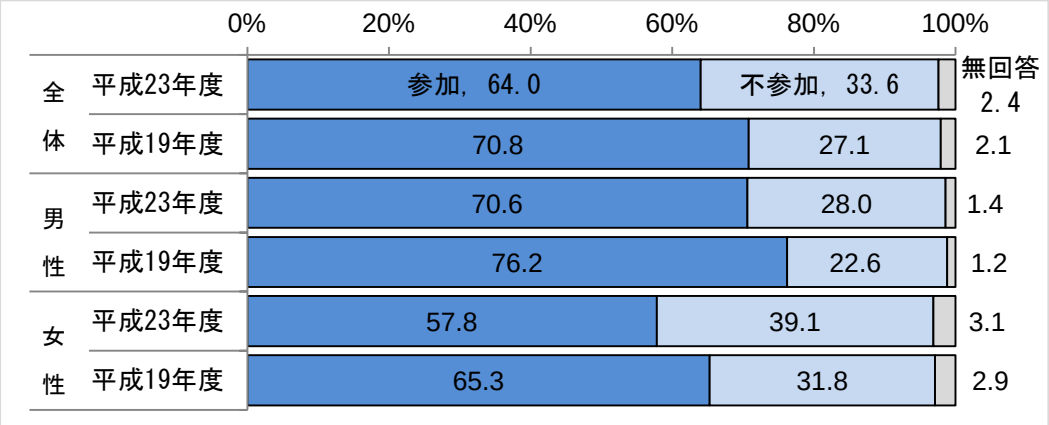

【基本施策】　（１）地域活動への支援と参画の促進

■施策の内容■

【地域活動への支援】

・　より良い地域関係をつくるために地域住民が一体となって行う活動に対する各種支援制度の情報提供などを行います。

（ふるさと創生事業による支援：企画政策課）などを想定

【地域活動への参加促進】

・　防犯活動、運動会、各種イベントなど各種地域活動の PR をすることで、自ら地域をつくる意識の啓発を図ります。

（「男女共同参画社会づくりの事例紹介」）：企画政策課、総務課（広報広聴室）を想定

施策の指針７　すべての人が安心して暮らせる社会の実現

■ねらい■

性別や年齢、障がいの有無などに関らず、自らの意思であらゆる場面に参画できる、また、自立した生活を送ることができるよう環境を整備し、すべての人が安心して暮らせる社会の実現を目指します。

■現状と課題■

○　一人暮らしや高齢者のみの世帯が増加傾向にあり、高齢者を取り巻く問題が顕在化するなど高齢者が置かれている環境は、次第に厳しいものになってきています。今後も、高齢者生産活動センター・老人クラブ・公民館における高齢者に対する様々な事業、各種福祉サービスの提供等を通して、いきがいづくりを推進する必要があります。

○　障がいのある人が地域で自立した生活を営むことができるよう、障がい者本人の社会復帰や自立、その家族への支援、市民の理解促進を図る必要があります。

○　すべての人が暮らしやすい環境を整備するため、公共施設の新設・改修等にあたり、今後も、ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを行う必要があります。

○　すべての人が安心して暮らせる地域をつくるため、災害等緊急時の要援護者のサポートが必要です。

※■施策の内容■の文章中の囲みは、具体的な取組を例示したものです。完成した基本計画には記載されません。

【基本施策】　（１）すべての人が安心して暮らせる環境の整備

■施策の内容■

【「高齢者の生涯現役」の支援】

・　就労や趣味の活動など、高齢者がいきがいを持ち自立して生活できるよう、老人クラブ、高齢者生産活動センター、公民館での活動への参加によるいきがいづくりを促進します。（高齢者生産活動センターや老人クラブへの参加：高齢福祉課、高齢者対象の学級：生涯学習課、中央公民館）などを想定

・　高齢者に対する福祉施策の充実を図り、安心して暮すための支援を行います。（在宅福祉サービス：高齢福祉課）などを想定

【障がいのある人の社会参加の支援】

・　すべての人が共に支えあう地域社会をめざして、障がい者の社会活動参加を促進するため、相談活動等を含めたコミュニケーション支援体制の充実を図るとともに、障がい者自らが行う相互援助活動であるピアカウンセリングなどの相談活動を推進します。

（地域生活支援事業：社会福祉課）などを想定

・　障がいのある人に対する保健福祉の施策の充実を図り、生き生きと安心して暮らせるまちづくりを推進します。（ソフト面）

（保健福祉事業：保健課）などを想定

【ユニバーサルデザインの視点によるまちづくりの推進】

・　高齢者や障がいのある人をはじめ、すべての人が安全かつ快適に生活することができる社会の実現をめざしたまちづくりを推進します。（ハード面）

（ユニバーサルデザインの視点を取り入れた公共工事：財政課（新庁舎建設）、建設課、まちづくり課）などを想定

【高齢者等の安全安心の推進】

・　救急・災害等の緊急時に支援を必要とする人が、迅速かつ的確に支援を受けることができるよう要援護者台帳への登録を推進し、消防署等関係機関と情報の共有化を図ります。緊急時要援護者登録制度：高齢福祉課を想定

施策の指針８　生涯にわたっての健康な心とからだづくりの支援

■ねらい■

健康は、一人ひとりが社会の構成員として役割を担い社会参画するための基盤となるものです。男女が、それぞれの身体的特徴について理解を深めるとともに、健康づくりを支援し、生涯にわたる心身の健康の維持と増進を目指します。

■現状と課題■

○　児童生徒の規範意識や社会性を高めるとともに、基本的な生活習慣の定着を図るなど、子どもの健全な成長をサポートしていくことが必要です。市では、すべての中学校に学校保健委員会を設置し、各学区内の小・中学校において性や薬物乱用防止に関する指導を行っており、今後も発育段階に応じた指導に努めていく必要があります。

○　心身共に豊かな生活を送るためには、予防対策や心の健康づくりの推進が必要です。心身の健康維持について、正確な情報・知識を得て健康管理が行えるよう支援していく必要があります。

○　高齢者が住み慣れた地域で健康に暮らせるよう、引き続き介護予防対策の推進に努める必要があります。

○　安全な妊娠・出産のための保健指導と出産後の育児不安のある母親などのためにきめ細やかな訪問指導が求められており、健やかな子育てに関する母子保健サービスを適切に提供することができるよう、総合的な施策の推進が必要です。

※■施策の内容■の文章中の囲みは、具体的な取組を例示したものです。完成した基本計画には記載されません。

【基本施策】　（１）性別による身体的特徴を踏まえた健康な心とからだづくりの支援

■施策の内容■

【学校における性に関する教育の充実】

・　校内における指導体制などを充実させ、発達段階に応じた性に関する正しい知識の理解を図ります。また、異性の尊重、性情報への対処など性に関する適切な態度や行動がとれるよう相談体制の充実を図ります。

（小・中学校における性教育、性に関する悩み事相談の対応：学校教育課）などを想定

【健康な心とからだづくりの推進】

・　様々なストレスによって心の健康をそこなうことのないように、精神衛生を重視するための啓発を行います。（こころの健康講演会：保健課）などを想定

・　生涯をとおした健康の保持・増進ができるよう、健康づくりから疾病の予防など健康管理体制や、相談窓口、教室・講座の充実を図るなど、健康な生活を送るための支援を行います。（保健事業、みんなでごはん１・２・３！：保健課）などを想定

・　介護予防の取組を体系的に実践し、高齢者の健康づくりを促進します。

（太極拳ゆったり体操：高齢福祉課）を想定

【基本施策】　（２）妊娠・出産等に関する健康相談等の支援

■施策の内容■

【母性の理解と尊重】

・　女性の身体的な特徴への理解を深め、社会全体が出産や育児を支援する意識の醸成を図ります。また、性情報の氾濫や性意識の変化を踏まえ、望まない妊娠、人工妊娠中絶及び性感染症などを防止するため、学校等関係機関と連携した思春期保健教育行い、各年代に応じた支援をします。

（マタニティーマーク普及、思春期の性教育：保健課）などを想定

※■施策の内容■の文章中の囲みは、具体的な取組を例示したものです。完成した基本計画には記載されません。

【母子保健事業の推進】

・　出産や育児にも両親が役割を持って携わる事を意識付け、家族で育児することについての理解を深めるための啓発を行います。乳幼児健診や健康相談、離乳食教室等へ両親や家族が参加できる体制づくりを継続します。（母子保健事業：保健課）を想定